

平成 29 年 度

第 3 回

多良木町農業委員会総会議事録

平成 29 年 6 月 12 日

多良木町農業委員会

平成29年度

第3回

多良木町農業委員会総会議事録

1 場所 役場委員会室

2 日時 平成29年6月12日(月)午前9時

3 出席委員

1	谷口 照幸	2	児玉 ちさ子	3	小田 康宣	4	深水 良子
5	椎葉 史郎	6	田山 俊博	7	星原 一男	8	岩崎 正行
9	西 辰郎	10	西 丈一	11	秋山 昇	12	黒木 康德
13	尾方 隆博	14	加藤 征一郎	15	藤本 優	16	益田 良則
17	林田 裕司	18	福嶋 重實	19	中野 友春	20	田中 英一

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5 事務局出席

局長 川越 恭子	係長 佐々木 英人	主事 荒川 秀樹
----------	-----------	----------

6 議事

日程第1

議事録署名

7 番	8 番
-----	-----

日程第2

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

日程第3

議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見進達について

日程第4

議案第10号 多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について

日程第5

議案第11号 事前調査委員の指名について

日程第6

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による小作料の合意解約の報告について

日程第7

その他

○事務局長

ただいまより平成 29 年度第 3 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。
会長よりごあいさつをお願いします。

○会長

皆さんお疲れ様です。

郡市を含め九州北部地方は今月入梅が発表されました。

昨年より遅い入梅であったようです。

入梅後は雨が若干降った程度で、田植え次期を迎えて、水不足が発生したところもあるようです。

農業、生活に必要な雨は不ってほしいと思っております。

梅雨の季節を含めた近年の雨は、近年変化しているように感じます。

豪雨、集中豪など天気予報で言われておりますが、近頃は、突発的に降る雨をゲリラ豪雨、スーパー豪雨と言っているようです。

特別警戒警報とか、命を守る行動を取れとかいうことも聞かれるようです。

これから耳にする言葉に猛暑日というものもあります。

地球温暖化が影響しているといわれております。

これからは、梅雨や台風の時期を迎えます。

先週の町からの回覧で土砂災害に注意をするようにという文書が回ってきております。

昨年の熊本地震により地盤が緩んでいる可能性があります。

例年以上の防災対策をお願いしますという言葉でしめてありました。

災害は発生しないほうが良いですが、発生した場合は被害が最小限度に収められるように日頃からの備えをしていただきたいと思います。

今日は全員出席ですので、総会は成立いたします。

調査委員の方には先日から現地の調査ご苦労さでした。

後ほど結果の報告をしていただきたいと思います。

○議長

議事進行につきましては、着座の上、進めさせていただきます。

尚、議事録を作成するに当たりまして発言の内容と変えない程度の修正を加えることにご了承下さい。

それでは、早速、議事に入ります。

まず、日程第 1 の議事録署名議員の指名でございますが、私のほうから指名させていただきますことにご異議ありませんでしょうか。

はい。

異議なしということですので、私の方から指名をさせていただきます。

7 番、8 番に、お願いします。

書記につきましては事務局のほうでお願いしたいと思います。

日程第 2、議案第 8 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について議題といたします。

議案の説明を事務局よりお願いしたいと思います。

○事務局長

日程第 2、議案第 8 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてです。

下記資料のとおり、農地の権利移転等についての許可申請がありましたので、許可、不許可についての意見を決定していただくものです。

番号 1 番、2 番、3 番、4 番について説明。

以上、4 件になっております。

ご審議お願いいたします。

○議長

調査員の方からの現地調査の結果の報告をお願いします。

○5 番

農地法第 3 条調査、所有権移転、農地法に基づく許可検討事項について、議案第 5 号、番号 1 番から 4 番までの説明をいたします。

6 月 9 日、5 番、6 番、12 番の委員と事務局で現地番号 1 番は調査を実施し、周辺の農地の利用状況等を確認しました。

番号 1 番、全部効率利用につきましては、耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に理由利用できるものと見込まれます。

譲受人は農作業を行う必要があるものについて 210 日程度農作業に従事すると見込まれます。

譲受人が耕作に供すべき農地の面積の合計は 20 アール以上です。

許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

申請農地は農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと認められます。

なお、農業委員と事務局職員が現地調査を実施し、周辺の農地の利用料状況などを確認しました。

受付番号 2 番、周辺の農地の利用状況等を確認しました。

全部効率利用につきましては、耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業常時従事につきましては、賃借人は農作業を行う必要がある日数について二人で、300 日程度農作業に従事すると見込まれます。

下限面積につきましては、賃借人が耕作に必要な事業に供すべき農地の面積の合計

は20アール以上です。

転貸禁止につきましては、許可申請に係る後は賃貸人の所有農地であり、転貸にはあたりません。

利用の確保につきましては、農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障は生じないものと認められます。

なお、農業委員と事務局職員が現地調査を実施し、周辺の農地の利用状況を確認しました。

以上のことから、許可条項等によります許可要件はすべて満たして問題ないと考えます。

以上報告を終わります。

○6番

番号3番の説明をいたします。

個々の得は現在圃場整備の地区で、まだ本換地されていない為、従前地にての所有権移転になります。

譲り受け人は、耕作または養畜の事業に必要な機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況等から見て耕作の事業に供するできる農地のすべてを、効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業を行う必要がある日数について常時農作業に従事すると見込まれます。

専業農家です。

譲受人が耕作の事業に供するべく農地の面積の合計は20アール以上である。

現在4丁ほど耕作されております。

許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。

事業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと認められます。

3番につきましては、許可条項等によります許可要件はすべて満たして問題ないと考えます。

○議長

ただいま現地調査の報告もありました。

何かありませんか。

○13番

番号1番2番3番の譲渡人と譲受人の関係が分れば教えて下さい。

事務局長

1番はご親戚だそうです。

2番はご近所です。

3番は圃場整備をする以前に売買をされていて、登記が住んでいなかった土地だそうです。

○議長

他にありませんか。

○17 番

取引価格はいくらでしょうか。

○事務局

資料を持って来ておりませんので後ほどお知らせします。

○議長

ほかにございませんか。

無いようですので議案第 8 号は原案のとおり決定させていただきます。

日程第 3 の議案第 9 号の説明をお願いします。

議案の訂正をお願いします。

日程表の議案第 9 号の農地法第 5 条を第 4 条に訂正をお願いします。

では、議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第 3、議案第 9 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する進達意見について、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可不許可についての進達意見を決定するものです。

番号 1 番について説明。

○6 番

この物件は、相続するときに現況は宅地であったが、登記は畑だったそうです。

申請地は第 3 種農地です。

上下水道の通った道路に面し 300 メートル以内に病院等の施設が 2 箇所以上あるところ

ろです。

昭和 40 年代より宅地として利用されていたところ

です。許可条項等によります許可要件はすべて満たして問題ないと考えます。

○議長

ご意見ございませんか。

ありませんね。

はい。

意義がないようですので、全員賛成ということで、議案第 9 号は許可相当として県へ進達させていただきます。28.45

続きまして日程第 4、議案第 10 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明をお願いします。

○事務局

多良木町農用地利用集積計画について説明

○議長

何かご意見などございませんか。

○11 番

この方はどこの人ですか。

○事務局

円八重のかたです。

追加説明があります。

以前から問題があってございました新山の物件ですがご覧のとおり深田の方が耕作される様になりましたが、2人だけ貸付をされないことになっております。

○議長

ほかにありませんか。

○6 番

公社が貸し付ける相手は決まっていますか。

○事務局

もう既に相手先を見つけて、動いております。

○議長

ほかにありませんか。

無いようですので議案第 10 号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程、第 5、議案第 11 号の事前調査員の指名等についてを議第とさせていただきます。

次回の総会を 7 月 10 日、月曜の午前 9 時から事前調査を 7 日金曜日の 9 時から予定をしております。

調査委員については、7 番、8 番、13 番を予定しておりますが、ご都合は如何でしょうか。

よろしいということですので、5 番、6 番、12 番に事前調査をお願いします。

先ほど申しましたように、事前調査は 7 日月曜日の午前 9 時から総会を 10 日の月曜午前 9 時からとさせていただきます。

次に、報告事項に入ります。

日程第 6 報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告について議題といたします。

それでは議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第 6 報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてご説明を申し上げます。

資料の方は 10 ページからになります。

平成 29 年 4 月 26 日から平成 29 年 5 月 25 日までの提出分になります。

(資料により説明) 以上 4 件です。

○議長

なにか、質問ご意見ございませんか。

質問、ご意見が無いようですので、報告第5号は終わります。

以上で本日提案しておりました議案の審議はすべて終わりました。

○事務局長

これをもちまして、平成29年度第3回多良木町農業委員会総会を終わります。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

7番委員

8番委員

書記